

【宮崎県】

売買参加者の新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のための実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討等の状況

(令和6年7月現在)

地方卸売市場名	売買参加者の新規参入ルール（関係規程）	実態調査結果を踏まえた改善等の検討等の状況 必要な改善等の内容は<事項> 1～4
宮崎市公設地方卸売市場	<u>宮崎市公設地方卸売市場業務条例</u> <u>宮崎市公設地方卸売市場業務条例施行規則</u> <u>宮崎市公設卸売市場における売買参加者等承認要領</u>	該当なし
都城市公設地方卸売市場	<u>都城市公設地方卸売市場業務条例</u> <u>都城市公設地方卸売市場業務条例施行規則</u>	該当なし
株式会社延岡総合地方卸売市場	<u>延岡総合地方卸売市場業務規程</u>	事項4について、売買参加者の新規参入につき開設者以外が定めた規定はないが、代払を利用するためには買受人組合への加入が条件ようになってしまっていた。そういった実態を改善するため、決済の方法について明文化し、新規参入の際に加入が強制とならないようにする
地方卸売市場有限会社日興青果卸売市場	<u>地方卸売市場有限会社日興青果卸売市場業務規程</u>	回答依頼中
株式会社串間青果地方卸売市場	<u>串間青果地方卸売市場業務規程</u>	該当なし
小林青果地方卸売市場	<u>小林青果地方卸売市場業務規程</u>	事項1について、業務規程のホームページ公表に向け準備中 事項3について、買受人の推薦と、買受人組合の事前承認が必要とするルールを改善済み 事項4について、開設者以外が定めるルールを廃止し改善済み
地方卸売市場株式会社一ツ瀬青果市場	<u>一ツ瀬青果市場業務規程</u>	該当なし
株式会社児湯青果地方卸売市場	<u>児湯青果地方卸売市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場都農青果卸市場	<u>都農青果卸売市場業務規程</u>	該当なし
株式会社延岡生花地方卸売市場	<u>株式会社延岡生花地方卸売市場業務規程</u>	該当なし
北浦漁業協同組合地方卸売市場	<u>北浦漁業協同組合地方卸売市場業務規程</u>	該当なし
島浦町漁業協同組合地方卸売市場	<u>島浦町漁業協同組合地方卸売市場業務規程</u>	該当なし
延岡市漁業協同組合地方卸売市場	<u>延岡市漁業協同組合地方卸売市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場株式会社延岡魚市場	<u>地方卸売市場株式会社延岡魚市場業務規程</u>	事項1について、売買参加者の新規参入ルール（業務規程）を事務所内に掲示済み 事項3について、「買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない。」及び「買参人組合（代払制度）に加入しなければならない」とするルールは廃止済み（買受人組合が令和6年3月に解散）
日向市漁業協同組合地方卸売市場	<u>日向市漁業協同組合地方卸売市場業務規程</u>	該当なし

地方卸売市場日向水産株式会社	<u>地方卸売市場日向水産株式会社業務規程</u>	事項1について、売買参加者の新規参入ルール（業務規程）を荷さばき施設内に掲示済み
庵川漁業協同組合地方卸売市場	<u>庵川漁業協同組合地方卸売市場業務規程</u>	該当なし
門川漁業協同組合地方卸売市場	<u>門川漁業協同組合地方卸売市場業務規程</u>	事項1について、売買参加者の新規参入ルール（業務規程）を荷さばき施設内に掲示済み
都農町漁業協同組合地方卸売市場	<u>都農町漁業協同組合地方卸売市場業務規程</u>	事項1について、地方卸売市場規程を事務所内に掲示済み
川南町漁業協同組合地方卸売市場	<u>川南町漁業協同組合地方卸売市場業務規程</u>	事項1について、事務所内にて掲示するか検討中
地方卸売市場株式会社小林魚市場	<u>地方卸売市場株式会社小林魚市場業務規程</u>	事項1について、小林魚市場業務規程書を事務所内に掲示する
日南市漁業協同組合地方卸売市場	<u>日南市漁業協同組合地方卸売市場業務規程</u>	該当なし
南郷漁業協同組合地方卸売市場	<u>南郷漁業協同組合地方卸売市場業務規程</u> <u>南郷漁業協同組合販売規程</u>	事項3について、「買参人組合等の承認が必要」とするルールを改善済み
串間市東漁業協同組合地方卸売市場	<u>串間市東漁業協同組合地方卸売市場業務規程</u> <u>串間市東漁業協同組合地方卸売市場業務規程細則</u>	該当なし
串間市漁業協同組合地方卸売市場	<u>串間市漁業協同組合地方卸売市場業務規程</u>	該当なし

<事項>

- 1 売買参加者の新規参入ルールを定めている場合、新規の取引参加者の参入を促す観点から、新規参入希望者が容易に閲覧できるよう開設者がそのホームページやその他の方法により公表することが望ましいこと。
- 2 売買参加者の新規参入の承認等について、新規の取引参加者の参入を促す観点を含め権限を有する開設者が行うよう改善を行うこと。
- 3 売買参加者の新規参入ルールについて、明文化されているか否かにかかわらず、「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない」及び「申請者は、当該市場の買参人組合（代払制度）に加入しなければならない」のようなルールは、新規の取引参加者の参入を促す観点及びその承認等の判断は権限を有する開設者が行うという観点から改善を行うこと。なお、「申請者が、一定の業務資金を有していない場合、代払制度に加入すること」といったルールは問題ないものの設定する際は、新規の取引参加者の参入を促す観点から、明文化することが望ましいこと。
売買参加者の新規参入の承認等を判断する際の与信審査については、取引年数等のみで判断せず、申請者の財務状況の情報等をもとに公平な審査を行うこと。
- 4 売買参加者の新規参入ルールについて、権限を有しない開設者以外が定めるルールには本来、効力がないため、当該ルールは廃止するよう改善を行うこと。